

呉労働基準監督署からの是正勧告後の対応状況と宿日直業務の見直しについて

令和元年9月11日に呉労働基準監督署から嘱託職員が従事する宿日直業務について、法令違反があるとの是正勧告があったことを踏まえ、その対応状況と、今後の本庁及び市民センターにおける宿日直業務の見直しの検討内容について報告します。

1 是正勧告内容及びその対応

是正勧告の内容	対応状況
<p>(1) 勤務時間 労働基準法（昭和22年法律第49号）の断続的労働に従事する者としての労働時間等に関する規定の適用除外の許可を受けることなく、週40時間・日8時間を超える勤務をさせていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆報酬額を再計算し、10月から再計算後の報酬を支給しています。 ◆過去の報酬については、過去2年分について再計算後の報酬の額と支払済の報酬の額との差額を、本年中に支払う予定です。
<p>(2) 割増賃金 (1)に伴う時間外勤務や夜間勤務に係る法定の割増賃金を支給していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆宿日直業務の内容を確認し、労働基準法に基づく断続的労働の許可の申請をしました。当該許可を受けた後、最低賃金法に基づく最低賃金の減額特例許可の申請をします。
<p>(3) 最低賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号）の断続的労働に従事する者としての最低賃金の減額の特例許可を受けることなく広島県最低賃金以上の賃金を支給していないこと。</p>	
<p>(4) その他 就業規則の取扱いや健康診断の未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆「呉市非常勤の職員の勤務条件に関する要綱（平成16年4月1日実施）」を呉労働基準監督署に届け出るとともに各事業場に掲示するなど適切に対処しました。 ◆深夜業に従事する宿日直勤務職員の健康診断を11月から実施しています。

2 再発防止に向けた取組

今回の事例について庁内全体でケーススタディを行い、庁内で法令遵守の意識を共有しました。今後も継続して、再発防止に向けた取組を進めていきます。

また、労務管理を行う部署の職員に、専門家による研修を受講させるなど、労働関係法令の理解の向上を図ります。

3 宿日直業務の見直しの検討

この是正勧告を契機として、呉市の各部署、施設等で実施している宿日直業務について、各施設の業務内容を精査し、見直しの検討を行いました。

検討結果は次のとおりです。

施設名	検討結果
本庁	時間外の戸籍受付や緊急時における担当課との連絡調整等を行うため継続します。
呉駅西共同ビル	施設の安全管理上、必要であるため継続します。
市民センター	時間外の戸籍届出件数等を検証したところ、夜間における取扱件数が低調（1市民センター当たりの年間平均4件・平成30年度実績）なため、対応策を講じた上で、見直すこととします。
松寿苑	利用者の宿泊時に管理が必要であるため継続します。
公立下蒲刈病院	救急告示病院であり、時間外救急体制確保に宿日直業務は必要なため継続します。

4 市民センター宿日直業務の見直しの内容

(1) 令和2年度から広市民センター以外の市民センターの宿日直業務を廃止し、夜間の各種受付等は本庁と広市民センターのみで行うこととします。

(2) 日直業務は、日中の届出等があり、市民対応も必要となることから継続します。

(3) 見直しに伴う影響を考慮し、次のとおり対応策を講じます。

ア 事前広報により周知を徹底するとともに、宿直を廃止した市民センターには本庁宿直への転送電話を設定し、夜間における市民からの問合せや連絡にも対応する体制を整えます。

イ 施設の防犯対策として宿直を廃止する市民センターには、機械警備を導入します。

ウ 本庁に夜間の受付等が集約されるため、本庁の人員体制を強化します。

【市民センターの宿日直業務見直しの前後における比較】

①見直し前見込額	②見直し後見込額	②-①	備考
71,387千円	25,654千円	▲45,733千円	<ul style="list-style-type: none"> ・宿直の見直し ▲57,232千円 ・機械警備の導入 4,960千円 ・転送電話の設定 539千円 ・本庁の人員体制の強化 6,000千円

※ 「①見直し前見込額」は最低賃金の減額特例の許可を受けた上で17市民センターで宿日直業務を実施することを想定した額
「②見直し後見込額」は宿日直業務を1市民センターのみで実施することとした見込額